

甲第1号議案から
甲第24号議案まで

平成31年第2回沖縄県議会(定例会)議案

(そ の 1)

平成31年2月13日提出

沖 縄 県

平成31年度沖縄県予算目次

| | | |
|---------|------------------------------------|----|
| 甲第1号議案 | 平成31年度沖縄県一般会計予算 | 1 |
| 甲第2号議案 | 平成31年度沖縄県農業改良資金特別会計予算 | 15 |
| 甲第3号議案 | 平成31年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算 | 17 |
| 甲第4号議案 | 平成31年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算 | 19 |
| 甲第5号議案 | 平成31年度沖縄県下地島空港特別会計予算 | 21 |
| 甲第6号議案 | 平成31年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 | 24 |
| 甲第7号議案 | 平成31年度沖縄県下水道事業特別会計予算 | 27 |
| 甲第8号議案 | 平成31年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算 | 31 |
| 甲第9号議案 | 平成31年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算 | 33 |
| 甲第10号議案 | 平成31年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算 | 35 |
| 甲第11号議案 | 平成31年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算 | 37 |
| 甲第12号議案 | 平成31年度沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計予算 | 39 |
| 甲第13号議案 | 平成31年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算 | 42 |
| 甲第14号議案 | 平成31年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算 | 46 |
| 甲第15号議案 | 平成31年度沖縄県産業振興基金特別会計予算 | 49 |
| 甲第16号議案 | 平成31年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計予算 | 51 |
| 甲第17号議案 | 平成31年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算 | 53 |
| 甲第18号議案 | 平成31年度沖縄県駐車場事業特別会計予算 | 57 |
| 甲第19号議案 | 平成31年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計予算 | 59 |
| 甲第20号議案 | 平成31年度沖縄県公債管理特別会計予算 | 62 |
| 甲第21号議案 | 平成31年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算 | 65 |
| 甲第22号議案 | 平成31年度沖縄県病院事業会計予算 | 67 |
| 甲第23号議案 | 平成31年度沖縄県水道事業会計予算 | 71 |
| 甲第24号議案 | 平成31年度沖縄県工業用水道事業会計予算 | 74 |

一 般 会 計

甲第1号議案

平成31年度沖縄県一般会計予算

平成31年度沖縄県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ734,945,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------|------------------|----------------|
| 1 県 税 | | 131,167,000 千円 |
| | 1 県 民 税 | 44,957,000 |
| | 2 事 業 税 | 29,467,000 |
| | 3 地 方 消 費 税 | 24,824,000 |
| | 4 不 動 産 取 得 税 | 4,161,000 |
| | 5 県 た ば こ 税 | 1,873,000 |
| | 6 ゴ ル フ 場 利 用 税 | 779,000 |
| | 7 自 動 車 取 得 税 | 802,000 |
| | 8 軽 油 引 取 税 | 7,795,000 |
| | 9 自 動 車 税 | 15,434,000 |
| | 10 鉱 区 税 | 7,000 |
| | 11 狩 猟 税 | 2,000 |
| | 12 石 油 価 格 調 整 税 | 1,028,000 |
| | 13 産 業 廃 棄 物 税 | 38,000 |
| 2 地方消費税清算金 | | 49,687,081 |
| | 1 地方消費税清算金 | 49,687,081 |
| 3 地方譲与税 | | 24,056,415 |
| | 1 地方法人特別譲与税 | 23,229,000 |
| | 2 地方揮発油譲与税 | 575,055 |
| | 3 石油ガス譲与税 | 24,000 |
| | 4 自動車重量譲与税 | 75,638 |
| | 5 航空機燃料譲与税 | 152,722 |
| 4 市町村たばこ税県交付金 | | 507,954 |
| | 1 市町村たばこ税県交付金 | 507,954 |
| 5 地方特例交付金 | | 507,000 |
| | 1 地方特例交付金 | 507,000 |
| 6 地方交付税 | | 210,100,000 |
| | 1 地方交付税 | 210,100,000 |
| 7 交通安全対策特別交付金 | | 356,900 |
| | 1 交通安全対策特別交付金 | 356,900 |

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|---------------|-------------|
| 8 分担金及び負担金 | | 714,629 千円 |
| | 1 分担金 | 87,009 |
| | 2 負担金 | 627,620 |
| 9 使用料及び手数料 | | 15,762,334 |
| | 1 使用料 | 13,200,822 |
| | 2 手数料 | 233,146 |
| | 3 証紙収入 | 2,328,366 |
| 10 国庫支出金 | | 193,901,986 |
| | 1 国庫負担金 | 46,604,921 |
| | 2 国庫補助金 | 145,233,709 |
| | 3 委託金 | 2,063,356 |
| 11 財産収入 | | 4,779,931 |
| | 1 財産運用収入 | 1,540,824 |
| | 2 財産売却収入 | 3,239,107 |
| 12 寄附金 | | 41,814 |
| | 1 寄附金 | 41,814 |
| 13 繰入金 | | 28,201,714 |
| | 1 特別会計繰入金 | 939,324 |
| | 2 基金繰入金 | 27,262,390 |
| 14 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 15 諸収入 | | 29,248,341 |
| | 1 延滞金、加算金及び過料 | 301,373 |
| | 2 県預金利子 | 20,153 |
| | 3 公営企業貸付金元利収入 | 205,000 |
| | 4 貸付金元利収入 | 17,793,997 |
| | 5 受託事業収入 | 708,834 |
| | 6 収益事業収入 | 5,035,703 |
| | 7 利子割精算金収入 | 100 |
| | 8 雑収入 | 5,183,181 |
| 16 県債 | | 45,911,900 |
| | 1 県債 | 45,911,900 |
| 歳入合計 | | 734,945,000 |

| 歳 出 | | |
|---------|---------------|--------------|
| 款 | 項 | 金 額 |
| 1 議 会 費 | | 1,454,192 千円 |
| | 1 議 会 費 | 1,454,192 |
| 2 総 務 費 | | 67,226,892 |
| | 1 総 務 管 理 費 | 18,356,935 |
| | 2 企 画 費 | 12,589,950 |
| | 3 徴 税 費 | 5,539,377 |
| | 4 市 町 村 振 興 費 | 25,467,150 |
| | 5 選 挙 費 | 814,160 |
| | 6 防 災 費 | 3,433,986 |
| | 7 統 計 調 査 費 | 652,628 |
| | 8 人 事 委 員 会 費 | 177,956 |
| | 9 監 査 委 員 費 | 194,750 |
| 3 民 生 費 | | 116,762,263 |
| | 1 社 会 福 祉 費 | 71,142,483 |
| | 2 児 童 福 祉 費 | 36,543,626 |
| | 3 生 活 保 護 費 | 9,002,263 |
| | 4 災 害 救 助 費 | 73,891 |
| 4 衛 生 費 | | 36,921,655 |
| | 1 公 衆 衛 生 費 | 15,792,364 |
| | 2 環 境 衛 生 費 | 1,944,354 |
| | 3 環 境 保 全 費 | 2,743,689 |
| | 4 保 健 所 費 | 2,112,725 |
| | 5 医 薬 費 | 6,363,381 |
| | 6 保 健 衛 生 費 | 7,965,142 |
| 5 労 働 費 | | 2,994,769 |
| | 1 労 政 費 | 1,784,825 |
| | 2 職 業 訓 練 費 | 1,075,825 |
| | 3 労 働 委 員 会 費 | 134,119 |

| 款 | 項 | 金額 |
|---------------|-----------------|---------------|
| 6 農 林 水 産 業 費 | | 55,231,146 千円 |
| | 1 農 業 費 | 19,392,946 |
| | 2 畜 産 業 費 | 3,223,864 |
| | 3 農 地 費 | 23,260,177 |
| | 4 林 業 費 | 1,771,300 |
| | 5 水 産 業 費 | 7,582,859 |
| 7 商 工 費 | | 35,197,889 |
| | 1 商 業 費 | 4,259,782 |
| | 2 工 鉱 業 費 | 25,025,519 |
| | 3 観 光 費 | 5,912,588 |
| 8 土 木 費 | | 83,006,167 |
| | 1 土 木 管 理 費 | 11,467,479 |
| | 2 道 路 橋 り よ う 費 | 27,834,141 |
| | 3 河 川 海 岸 費 | 7,269,926 |
| | 4 港 湾 費 | 10,940,059 |
| | 5 都 市 計 画 費 | 13,013,880 |
| | 6 住 宅 費 | 7,038,722 |
| | 7 空 港 費 | 5,441,960 |
| 9 警 察 費 | | 35,107,561 |
| | 1 警 察 管 理 費 | 32,096,616 |
| | 2 警 察 活 動 費 | 3,010,945 |
| 10 教 育 費 | | 173,643,821 |
| | 1 教 育 総 務 費 | 16,549,942 |
| | 2 小 学 校 費 | 53,245,439 |
| | 3 中 学 校 費 | 32,303,363 |
| | 4 高 等 学 校 費 | 46,046,812 |
| | 5 特 別 支 援 学 校 費 | 18,375,032 |
| | 6 社 会 教 育 費 | 2,520,695 |
| | 7 保 健 体 育 費 | 1,761,355 |
| | 8 大 学 費 | 2,841,183 |

| 款 | 項 | 金額 |
|--------------|-----------------|--------------|
| 11 災 害 復 旧 費 | | 3,981,894 千円 |
| | 1 農林水産施設災害復旧費 | 1,846,175 |
| | 2 土木施設災害復旧費 | 1,974,042 |
| | 3 教育施設災害復旧費 | 161,677 |
| 12 公 債 費 | | 67,316,366 |
| | 1 公 債 費 | 67,316,366 |
| 13 諸 支 出 金 | | 55,900,385 |
| | 1 ゴルフ場利用税交付金 | 545,973 |
| | 2 自動車取得税交付金 | 533,595 |
| | 3 環境性能割交付金 | 229,098 |
| | 4 公 営 企 業 費 | 531,618 |
| | 5 財政調整基金積立金 | 8,112 |
| | 6 公 営 企 業 貸 付 金 | 2,000,000 |
| | 7 県有施設整備基金積立金 | 3,212,632 |
| | 8 利 子 割 交 付 金 | 122,025 |
| | 9 配 当 割 交 付 金 | 196,750 |
| | 10 株式等譲渡所得割交付金 | 170,085 |
| | 11 利 子 割 精 算 金 | 764 |
| | 12 退職手当基金積立金 | 3,643 |
| | 13 減債基金積立金 | 13,045 |
| | 14 地域振興基金積立金 | 237 |
| | 15 地方消費税交付金 | 24,968,768 |
| | 16 地方消費税清算金 | 23,361,494 |
| 17 特別会計等繰出金 | 2,546 | |
| 14 予 備 費 | | 200,000 |
| | 1 予 備 費 | 200,000 |
| 歳 出 合 計 | | 734,945,000 |

第 2 表 債務負担行為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-----------------------------|----------------------|---|
| 「沖縄県公文書館」指定管理料 | 平成32年度 | 6,599 |
| 賦課徴収費 (県税収納委託事業) | 平成32年度 | 18,328 |
| 賦課徴収費 (税務システム運営事業) | 平成32年度から 平成36年度まで | 522,588 |
| 公有財産管理費 | 平成32年度から 平成33年度まで | 44,550 |
| 「沖縄ライフサイエンス研究センター」 指定管理料 | 平成32年度 | 200 |
| 電子自治体推進事業費 | 平成32年度から 平成36年度まで | 1,358,813 |
| 「沖縄県平和創造の森公園」 指定管理料 | 平成32年度から 平成34年度まで | 1,845 |
| 医学臨床研修事業費 | 平成32年度から 平成33年度まで | 医学臨床研修プログラム経費に 関する沖縄県とハワイ大学との 契約額122,771千円に為替相場 変動に伴う額を加えた額を限度 とする。 |
| 看護大学運営費 | 平成32年度 | 116 |
| 農業近代化資金等利子補給金 | 平成32年度から 平成46年度まで | 31,983 |
| 経営体育成資金融通等利子補給金 | 平成32年度から 平成38年度まで | 1,122 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---|------------------|--|
| 平成31年度に沖縄県農業協同組合及び全国農地保有合理化協会が沖縄県農業振興公社に融資したことによって損害を受けた場合の損失補償 | 平成31年度から平成41年度まで | 千円 沖縄県農業振興公社が事業を行うため金融機関等から資金を借り入れた場合の総額220,888千円に約定利息と損失が生じた場合の損失額及びその利息を加えた額を限度とする。 |
| 特殊病虫害特別防除費 | 平成32年度 | 215,325 |
| 中央家畜保健衛生所移転整備事業 | 平成32年度 | 604,130 |
| 「沖縄県県民の森」指定管理料 | 平成32年度から平成34年度まで | 1,473 |
| 漁業近代化資金利子補給金 | 平成32年度から平成51年度まで | 27,263 |
| 漁業災害対策特別資金利子助成金 | 平成32年度から平成38年度まで | 370 |
| 「航空機整備施設」指定管理料 | 平成32年度から平成34年度まで | 2,607 |
| 「うるま地区内賃貸工場等」指定管理料 | 平成32年度から平成34年度まで | 1,810 |
| 県融資制度損失補償 | 平成31年度から平成50年度まで | 365,023 |
| 機械類貸与事業損失補償 | 平成32年度から平成43年度まで | 53,200 |
| 沖縄IT津梁パーク企業集積施設整備事業 | 平成32年度から平成46年度まで | 35,429 |
| アジアITビジネスセンター(仮称)整備事業 | 平成32年度 | 685,856 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-----------------------------------|----------------------|-----------|
| | | 千円 |
| 「沖縄IT津梁パーク施設」 指 定 管 理 料 | 平成32年度 | 1,294 |
| 「沖縄情報通信センター」 指 定 管 理 料 | 平成32年度から 平成34年度まで | 5,826 |
| 沖縄工芸産業振興 拠点施設（仮称）整備事業 | 平成32年度から 平成33年度まで | 3,010,252 |
| 「沖縄バイオ産業振興センター」 指 定 管 理 料 | 平成32年度から 平成33年度まで | 244 |
| 「沖縄健康バイオテクノロジー 研究開発センター」指定管理料 | 平成32年度から 平成34年度まで | 2,100 |
| 公共職業能力開発事業費 | 平成32年度から 平成33年度まで | 137,027 |
| 「沖縄県立博物館・美術館」 指 定 管 理 料 | 平成32年度 | 5,601 |
| 「奥武山総合運動場」指定管理料 | 平成32年度 | 3,500 |
| 沖縄振興交付金（道路街路課） （国道449号（本部北道路）） | 平成32年度 | 370,000 |
| 沖縄振興交付金（道路街路課） （石垣空港線） | 平成32年度 | 610,000 |
| 包括的道路維持管理費 | 平成32年度 | 5,814 |
| 道路新設改良費（港湾課） | 平成32年度 | 971,000 |
| 沖縄振興公共投資交付金（河川） | 平成32年度 | 2,140 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--------------------------------|----------------------|-----------|
| | | 千円 |
| 「宜野湾港マリーナ」指定管理料 | 平成32年度から 平成34年度まで | 201 |
| 空 港 管 理 運 営 費 | 平成32年度 | 122,000 |
| 「てだこ浦西駅パークアンド ライド駐車場」指定管理料 | 平成32年度から 平成33年度まで | 40,300 |
| 「奥武山公園（コミュニテイ センター）」指定管理料 | 平成32年度 | 7,089 |
| 「県営首里城公園」指定管理料 | 平成32年度から 平成34年度まで | 8,808 |
| 「奥武山公園」指定管理料 | 平成32年度 | 926 |
| 「中城公園」指定管理料 | 平成32年度 | 463 |
| 公 営 住 宅 建 設 費 （南風原第二団地2期） | 平成32年度 | 16,592 |
| 公 営 住 宅 建 設 費 （大謝名団地3期） | 平成32年度 | 1,537,375 |
| 住 宅 市 街 地 総 合 整 備 費 | 平成32年度 | 14,814 |
| 企 画 管 理 費（教育情報 ネットワーク推進事業費） | 平成32年度 | 13 |
| 企画管理費（教育情報化推進事業） | 平成32年度から 平成36年度まで | 142,880 |
| 人 材 育 成 推 進 費 （県外進学大学生支援事業） | 平成32年度から 平成37年度まで | 87,360 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---------------------------------|----------------------|-----------|
| | | 千円 |
| 教育用コンピュータ整備事業費 (高等学校・特別支援学校) | 平成32年度から 平成36年度まで | 779,900 |
| 特別支援学校編成整備事業 | 平成32年度 | 96,519 |
| 学校建設費(高等学校) | 平成32年度 | 284,162 |
| 施設整備費(特別支援学校) | 平成32年度 | 4,452,047 |
| 学校環境整備費 | 平成32年度から 平成36年度まで | 324,460 |
| 沖縄県実習船代船建造事業 | 平成32年度 | 1,796,326 |
| 図書館情報システム整備事業 | 平成32年度から 平成35年度まで | 4,059 |
| 「沖縄県立名護青少年の家」 指定管理料 | 平成32年度から 平成34年度まで | 2,220 |
| 「沖縄県立糸満青少年の家」 指定管理料 | 平成32年度から 平成34年度まで | 2,424 |
| 「沖縄県立石川青少年の家」 指定管理料 | 平成32年度から 平成35年度まで | 2,992 |
| 「沖縄県立玉城青少年の家」 指定管理料 | 平成32年度から 平成35年度まで | 3,112 |
| 情報管理費 | 平成32年度から 平成36年度まで | 406,854 |
| 捜査第一活動費 | 平成32年度から 平成38年度まで | 337,800 |

第 3 表 地 方 債

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 | |
|--------------------------|------------|--|---|--|-------------------|
| | 千円 | | | | |
| 庁 舎 整 備 事 業 | 234,600 | (借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 | 年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。 | |
| 沖縄振興特別推進交付金事業 | 1,234,700 | | | | |
| 那覇空港整備促進事業費 | 48,200 | | | | |
| テレビ放送運営事業費 | 25,000 | | | | |
| 通信施設改修事業 | 16,100 | | | | |
| 通信施設維持管理事業 | 13,900 | | | | |
| 老人福祉施設整備事業 | 442,800 | | | | |
| 社会福祉施設整備事業 | 142,200 | | | | |
| 児童福祉施設等整備事業 | 3,200 | | | | |
| 公 共 事 業 等 | 13,429,900 | | | | |
| 公共関与事業推進費 | 142,100 | | | | |
| 具志川職業能力開発校本館建替事業 | 52,000 | | | | (借入時期) 平成31年度。 |
| 沖縄県立駐留軍従業員健康福祉センター解体撤去事業 | 10,300 | | | | ただし、事業その他の都合により、 |
| 家畜衛生試験場移転整備事業 | 98,800 | | | | その一部又は全部を後 |
| 中央家畜保健衛生所移転整備事業 | 431,700 | 年度に繰り | | | |
| 一般補助施設整備等事業(単独) | 350,800 | 延べて起債 | | | |
| 沖縄工芸産業振興拠点施設(仮称)整備事業 | 14,100 | することができる。 | | | |
| 国際物流拠点産業集積地域うるま地区対策事業 | 39,500 | | | | |
| 県営住宅建設事業 | 1,135,900 | | | | |
| 県単道路整備事業 | 229,500 | | | | |

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|---------------|------------|-------|----|-------|
| | 千円 | | | |
| 県単河川等整備事業 | 1,304,600 | | | |
| 県単離島空港整備事業 | 383,000 | | | |
| マチグラー再生支援事業 | 238,100 | | | |
| ダム改修事業 | 46,000 | | | |
| 港湾長寿命化事業 | 233,100 | | | |
| 警察庁舎等施設整備事業 | 703,800 | | | |
| 交通安全施設整備事業 | 454,700 | | | |
| 高等学校施設整備事業 | 2,864,800 | | | |
| 特別支援学校施設整備費 | 1,311,800 | | | |
| 社会体育施設整備事業 | 130,100 | | | |
| 実習船建造事業 | 212,000 | | | |
| 芸術大学施設整備事業 | 236,400 | | | |
| 中学校施設整備事業 | 122,900 | | | |
| 社会教育施設整備事業 | 29,000 | | | |
| 教職員住宅耐震等対策事業費 | 98,100 | | | |
| 県外学生寮改修等事業 | 16,600 | | | |
| 教育センター空調更新事業 | 33,000 | | | |
| 災害復旧事業 | 878,600 | | | |
| 臨時財政対策債 | 18,520,000 | | | |
| 合計 | 45,911,900 | | | |

特 別 会 計

甲第2号議案

平成31年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

平成31年度沖縄県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58,390千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|-----------------|--------|
| 1 繰 入 金 | | 189 千円 |
| | 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 189 |
| 2 繰 越 金 | | 44,807 |
| | 1 繰 越 金 | 44,807 |
| 3 諸 収 入 | | 13,394 |
| | 1 貸 付 金 元 利 収 入 | 12,738 |
| | 2 雑 入 | 656 |
| 歳 入 合 計 | | 58,390 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------|---------|-----------|
| 1 農 林 水 産 業 費 | | 45,652 千円 |
| | 1 農 業 費 | 45,652 |
| 2 公 債 費 | | 8,492 |
| | 1 公 債 費 | 8,492 |
| 3 繰 出 金 | | 4,246 |
| | 1 繰 出 金 | 4,246 |
| 歳 出 合 計 | | 58,390 |

甲第3号議案

平成31年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成31年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,168,089千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------|-----------|------------|
| 1 繰越金 | | 778,906 千円 |
| | 1 繰越金 | 778,906 |
| 2 諸収入 | | 389,183 |
| | 1 貸付金元利収入 | 389,183 |
| 歳入合計 | | 1,168,089 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------|-------|------------|
| 1 商工費 | | 916,017 千円 |
| | 1 商業費 | 916,017 |
| 2 公債費 | | 252,072 |
| | 1 公債費 | 252,072 |
| 歳出合計 | | 1,168,089 |

甲第4号議案

平成31年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

平成31年度沖縄県中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ400,165千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------|-----------|------------|
| 1 繰越金 | | 120,422 千円 |
| | 1 繰越金 | 120,422 |
| 2 諸収入 | | 279,743 |
| | 1 貸付金元利収入 | 279,743 |
| 歳入合計 | | 400,165 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------|-----------|------------|
| 1 中小企業振興費 | | 400,165 千円 |
| | 1 中小企業振興費 | 400,165 |
| 歳出合計 | | 400,165 |

平成31年度沖縄県下地島空港特別会計予算

平成31年度沖縄県下地島空港特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ613,818千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成31年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|------------|-----------|-----------|
| 1 使用料及び手数料 | | 33,039 千円 |
| | 1 使 用 料 | 33,039 |
| 2 国庫支出金 | | 21,060 |
| | 1 国庫補助金 | 21,060 |
| 3 財産収入 | | 3,204 |
| | 1 財産運用収入 | 3,202 |
| | 2 財産売払収入 | 2 |
| 4 繰入金 | | 361,334 |
| | 1 一般会計繰入金 | 361,334 |
| 5 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 6 諸収入 | | 880 |
| | 1 雑 入 | 880 |
| 7 県 債 | | 194,300 |
| | 1 県 債 | 194,300 |
| 歳 入 合 計 | | 613,818 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|---------|------------|
| 1 土 木 費 | | 612,091 千円 |
| | 1 空 港 費 | 612,091 |
| 2 公 債 費 | | 1,727 |
| | 1 公 債 費 | 1,727 |
| 歳 出 合 計 | | 613,818 |

第 2 表 地 方 債

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
|-------------------|---------------|---|--|---|
| 下 地 島 空 港 整 備 事 業 | 千円 194,300 | <p>(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期) 平成31年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。</p> | <p>年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p> | <p>償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。</p> |
| 合 計 | 194,300 | | | |

甲第6号議案

平成31年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成31年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ250,254千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成31年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|-----------------|-----------|
| 1 繰 入 金 | | 53,241 千円 |
| | 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 53,241 |
| 2 繰 越 金 | | 1 |
| | 1 繰 越 金 | 1 |
| 3 諸 収 入 | | 97,812 |
| | 1 貸 付 金 元 利 収 入 | 96,921 |
| | 2 雑 入 | 891 |
| 4 県 債 | | 99,200 |
| | 1 県 債 | 99,200 |
| 歳 入 合 計 | | 250,254 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|---------------------|------------|
| 1 民 生 費 | | 250,254 千円 |
| | 1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費 | 250,254 |
| 歳 出 合 計 | | 250,254 |

第 2 表 地 方 債

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
|---------------|--------------|-------|-----|---|
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | 千円 99,200 | 証書借入 | 無利子 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に定めるところによる。 |
| 合 計 | 99,200 | | | |

平成31年度沖縄県下水道事業特別会計予算

平成31年度沖縄県下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,114,504千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成31年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|------------|-----------|--------------|
| 1 分担金及び負担金 | | 5,928,525 千円 |
| | 1 負 担 金 | 5,928,525 |
| 2 使用料及び手数料 | | 715 |
| | 1 使 用 料 | 715 |
| 3 国庫支出金 | | 4,443,200 |
| | 1 国庫補助金 | 4,443,200 |
| 4 財産収入 | | 96,173 |
| | 1 財産運用収入 | 1,028 |
| | 2 財産売却収入 | 95,145 |
| 5 繰入金 | | 922,804 |
| | 1 一般会計繰入金 | 922,804 |
| 6 繰越金 | | 672,045 |
| | 1 繰越金 | 672,045 |
| 7 諸収入 | | 142 |
| | 1 雑 入 | 142 |
| 8 県 債 | | 1,050,900 |
| | 1 県 債 | 1,050,900 |
| 歳 入 合 計 | | 13,114,504 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|---------|---------------|
| 1 土木費 | | 11,663,718 千円 |
| | 1 都市計画費 | 11,663,718 |
| 2 公債費 | | 1,425,786 |
| | 1 公 債 費 | 1,425,786 |
| 3 予備費 | | 25,000 |
| | 1 予 備 費 | 25,000 |
| 歳 出 合 計 | | 13,114,504 |

第 2 表 債務負担行為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---------------------|--------|--|
| 中 部 流 域 下 水 道 建 設 費 | 平成32年度 | <div style="text-align: right;">千円</div> 538,000 |

第 3 表 地 方 債

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
|-----------|-----------------|---|--|---|
| 下 水 道 事 業 | 千円 1,050,900 | <p>(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期) 平成31年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。</p> | <p>年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p> | <p>償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。</p> |
| 合 計 | 1,050,900 | | | |

甲第8号議案

平成31年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

平成31年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ169,057千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------|---------------|-----------|
| 1 財 産 収 入 | | 20,962 千円 |
| | 1 財 産 運 用 収 入 | 20,962 |
| 2 繰 越 金 | | 148,072 |
| | 1 繰 越 金 | 148,072 |
| 3 諸 収 入 | | 23 |
| | 1 雑 入 | 23 |
| 歳 入 合 計 | | 169,057 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------------|-----------------|-----------|
| 1 土 地 管 理 業 務 費 | | 33,099 千円 |
| | 1 土 地 管 理 業 務 費 | 33,099 |
| 2 予 備 費 | | 135,958 |
| | 1 予 備 費 | 135,958 |
| 歳 出 合 計 | | 169,057 |

甲第9号議案

平成31年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成31年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,383千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------|-----------|-----------|
| 1 繰越金 | | 28,685 千円 |
| | 1 繰越金 | 28,685 |
| 2 諸収入 | | 13,698 |
| | 1 県預金利子 | 42 |
| | 2 貸付金元利収入 | 12,473 |
| | 3 雑入 | 1,183 |
| 歳入合計 | | 42,383 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|----------|--------|-----------|
| 1 農林水産業費 | | 42,383 千円 |
| | 1 水産業費 | 42,383 |
| 歳出合計 | | 42,383 |

甲第10号議案

平成31年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

平成31年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ376,244千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|------------|-----------------|------------|
| 1 使用料及び手数料 | | 237,560 千円 |
| | 1 使 用 料 | 237,560 |
| 2 繰 入 金 | | 67,733 |
| | 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 67,733 |
| 3 繰 越 金 | | 1 |
| | 1 繰 越 金 | 1 |
| 4 諸 収 入 | | 70,950 |
| | 1 雑 入 | 70,950 |
| 歳 入 合 計 | | 376,244 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|-------------|------------|
| 1 中央卸売市場事業費 | | 327,634 千円 |
| | 1 中央卸売市場事業費 | 327,634 |
| 2 公 債 費 | | 48,610 |
| | 1 公 債 費 | 48,610 |
| 歳 出 合 計 | | 376,244 |

甲第11号議案

平成31年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成31年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,964千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|-----------------|--------|
| 1 繰 入 金 | | 964 千円 |
| | 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 964 |
| 2 繰 越 金 | | 13,530 |
| | 1 繰 越 金 | 13,530 |
| 3 諸 収 入 | | 1,470 |
| | 1 貸 付 金 元 利 収 入 | 1,470 |
| 歳 入 合 計 | | 15,964 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------|---------|-----------|
| 1 農 林 水 産 業 費 | | 15,964 千円 |
| | 1 林 業 費 | 15,964 |
| 歳 出 合 計 | | 15,964 |

平成31年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業 特別会計予算

平成31年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ515,296千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成31年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------|---------------|------------|
| 1 財 産 収 入 | | 382,753 千円 |
| | 1 財 産 運 用 収 入 | 33,026 |
| | 2 財 産 売 払 収 入 | 349,727 |
| 2 繰 越 金 | | 1 |
| | 1 繰 越 金 | 1 |
| 3 諸 収 入 | | 42 |
| | 1 雑 入 | 42 |
| 4 県 債 | | 132,500 |
| | 1 県 債 | 132,500 |
| 歳 入 合 計 | | 515,296 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|-----------|------------|
| 1 商 工 費 | | 171,853 千円 |
| | 1 工 鉦 業 費 | 171,853 |
| 2 公 債 費 | | 343,443 |
| | 1 公 債 費 | 343,443 |
| 歳 出 合 計 | | 515,296 |

第 2 表 地 方 債

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
|--|--------------|--|--|--|
| 中 城 湾 港 (新 港 地 区) 臨 海 部 土 地 造 成 事 業 | 千円 44,900 | (借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 平成31年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。 | 年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。 |
| 合 計 | 44,900 | | | |

平成31年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

平成31年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ595,705千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成31年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|------------|-----------|------------|
| 1 使用料及び手数料 | | 192,152 千円 |
| | 1 使用料 | 192,152 |
| 2 繰入金 | | 93,208 |
| | 1 一般会計繰入金 | 93,208 |
| 3 繰越金 | | 3,171 |
| | 1 繰越金 | 3,171 |
| 4 県債 | | 307,174 |
| | 1 県債 | 307,174 |
| 歳入合計 | | 595,705 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------|-------|-----------|
| 1 土木費 | | 99,438 千円 |
| | 1 港湾費 | 99,438 |
| 2 公債費 | | 496,267 |
| | 1 公債費 | 496,267 |
| 歳出合計 | | 595,705 |

第 2 表 債務負担行為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-----------------|----------------------|--|
| 「宜野湾港マリーナ」指定管理料 | 平成32年度から 平成34年度まで | <p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: right;">3,432</p> |

第 3 表 地 方 債

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
|------------|--------------|--|---|--|
| 宜野湾港施設整備事業 | 千円 82,500 | (借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 平成31年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。 | 年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。 |
| 合 計 | 82,500 | | | |

甲第14号議案

平成31年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区 特別会計予算

平成31年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ439,128千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成31年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|------------|---------------|------------|
| 1 使用料及び手数料 | | 312,839 千円 |
| | 1 使 用 料 | 312,839 |
| 2 繰 越 金 | | 1 |
| | 1 繰 越 金 | 1 |
| 3 諸 収 入 | | 126,288 |
| | 1 延滞金、加算金及び過料 | 1 |
| | 2 雑 入 | 126,287 |
| 歳 入 合 計 | | 439,128 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|---------|------------|
| 1 商 工 費 | | 427,628 千円 |
| | 1 商 業 費 | 427,628 |
| 2 公 債 費 | | 11,500 |
| | 1 公 債 費 | 11,500 |
| 歳 出 合 計 | | 439,128 |

第 2 表 債務負担行為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-------------------------------|--------|-----------------|
| 国際物流拠点産業集積地域那覇地区 管 理 運 営 費 | 平成32年度 | 千円 1,706 |

甲第15号議案

平成31年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

平成31年度沖縄県産業振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ187,050千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------|---------------|------------|
| 1 財 産 収 入 | | 104,910 千円 |
| | 1 財 産 運 用 収 入 | 104,910 |
| 2 繰 越 金 | | 82,140 |
| | 1 繰 越 金 | 82,140 |
| 歳 入 合 計 | | 187,050 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|-------------|------------|
| 1 産 業 振 興 費 | | 187,050 千円 |
| | 1 産 業 振 興 費 | 187,050 |
| 歳 出 合 計 | | 187,050 |

甲第16号議案

平成31年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

平成31年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ582,112千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|------------|-----------------|------------|
| 1 使用料及び手数料 | | 173,923 千円 |
| | 1 使 用 料 | 173,923 |
| 2 繰 入 金 | | 352,171 |
| | 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 352,171 |
| 3 繰 越 金 | | 8,058 |
| | 1 繰 越 金 | 8,058 |
| 4 県 債 | | 47,960 |
| | 1 県 債 | 47,960 |
| 歳 入 合 計 | | 582,112 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|---------|------------|
| 1 土 木 費 | | 358,834 千円 |
| | 1 港 湾 費 | 358,834 |
| 2 公 債 費 | | 223,278 |
| | 1 公 債 費 | 223,278 |
| 歳 出 合 計 | | 582,112 |

平成31年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算

平成31年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ150,116千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成31年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|------------|-----------------|-----------|
| 1 使用料及び手数料 | | 43,981 千円 |
| | 1 使 用 料 | 43,981 |
| 2 繰 入 金 | | 52,106 |
| | 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 52,106 |
| 3 繰 越 金 | | 40,029 |
| | 1 繰 越 金 | 40,029 |
| 4 県 債 | | 14,000 |
| | 1 県 債 | 14,000 |
| 歳 入 合 計 | | 150,116 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|---------|-----------|
| 1 土 木 費 | | 70,197 千円 |
| | 1 港 湾 費 | 70,197 |
| 2 公 債 費 | | 79,919 |
| | 1 公 債 費 | 79,919 |
| 歳 出 合 計 | | 150,116 |

第 2 表 債務負担行為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----------------|----------------------|--|
| 「与那原マリーナ」指定管理料 | 平成32年度から 平成35年度まで | <p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: right;">3,224</p> |

第 3 表 地 方 債

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
|----------------------------------|--------------|---|---|--|
| 中 城 湾 港 マ リ ン ・ タ ウ ン 整 備 事 業 | 千円 14,000 | <p>(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期) 平成31年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。</p> | 年5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率) | 償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。 |
| 合 計 | 14,000 | | | |

甲第18号議案

平成31年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

平成31年度沖縄県駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ75,589千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|-------|-----------|
| 1 諸 収 入 | | 75,589 千円 |
| | 1 雑 入 | 75,589 |
| 歳 入 合 計 | | 75,589 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|-----------------|-----------|
| 1 土 木 費 | | 68,013 千円 |
| | 1 道 路 橋 り よ う 費 | 68,013 |
| 2 公 債 費 | | 7,576 |
| | 1 公 債 費 | 7,576 |
| 歳 出 合 計 | | 75,589 |

平成31年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業 特別会計予算

平成31年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ332,046千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成31年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------|-------|---------|
| 1 繰越金 | | 86 千円 |
| | 1 繰越金 | 86 |
| 2 県債 | | 331,960 |
| | 1 県債 | 331,960 |
| 歳入合計 | | 332,046 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------|-------|-----------|
| 1 土木費 | | 40,000 千円 |
| | 1 港湾費 | 40,000 |
| 2 公債費 | | 292,046 |
| | 1 公債費 | 292,046 |
| 歳出合計 | | 332,046 |

第 2 表 地 方 債

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
|--|-----------------------|---|--|---|
| <p>中 城 湾 港 (泡 瀬 地 区) 臨 海 部 土 地 造 成 事 業</p> | <p>千円 159,600</p> | <p>(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期) 平成31年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。</p> | <p>年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p> | <p>償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。</p> |
| 合 計 | 159,600 | | | |

平成31年度沖縄県公債管理特別会計予算

平成31年度沖縄県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78,279,365千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成31年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|-----------------|---------------|
| 1 繰 入 金 | | 67,279,365 千円 |
| | 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 67,279,365 |
| 2 県 債 | | 11,000,000 |
| | 1 県 債 | 11,000,000 |
| 歳 入 合 計 | | 78,279,365 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|---------|---------------|
| 1 公 債 費 | | 78,279,365 千円 |
| | 1 公 債 費 | 78,279,365 |
| 歳 出 合 計 | | 78,279,365 |

第 2 表 地 方 債

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
|-----------|------------------|---|---|---|
| 借 換 債 | 千円 11,000,000 | <p>(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期) 平成31年度</p> | <p>年5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p> | <p>償還期間は、据置期間を含め25年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。</p> |
| 合 計 | 11,000,000 | | | |

甲第21号議案

平成31年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算

平成31年度沖縄県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ157,529,496千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|---------------|---------------|
| 1 分担金及び負担金 | | 49,504,871 千円 |
| | 1 負 担 金 | 49,504,871 |
| 2 国 庫 支 出 金 | | 72,113,241 |
| | 1 国 庫 負 担 金 | 40,575,838 |
| | 2 国 庫 補 助 金 | 31,537,403 |
| 3 療養給付費等交付金 | | 84,246 |
| | 1 療養給付費等交付金 | 84,246 |
| 4 前期高齢者交付金 | | 22,524,238 |
| | 1 前期高齢者交付金 | 22,524,238 |
| 5 共同事業交付金 | | 197,165 |
| | 1 共同事業交付金 | 197,165 |
| 6 財 産 収 入 | | 1,138 |
| | 1 財 産 運 用 収 入 | 1,138 |
| 7 繰 入 金 | | 13,104,597 |
| | 1 繰 入 金 | 13,104,597 |
| 歳 入 合 計 | | 157,529,496 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|-------------|----------------|
| 1 民 生 費 | | 157,511,996 千円 |
| | 1 社 会 福 祉 費 | 157,511,996 |
| 2 保 健 事 業 費 | | 17,500 |
| | 1 保 健 事 業 費 | 17,500 |
| 歳 出 合 計 | | 157,529,496 |

企 業 会 計

平成31年度沖縄県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度沖縄県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|-----------------------|-------------|
| (1) 病 床 数 | 2,149 床 |
| (2) 年 間 患 者 数 | 1,419,129 人 |
| 入 院 | 654,396 |
| 外 来 | 764,733 |
| 病 院 | 707,700 |
| 診 療 所 | 57,033 |
| (3) 一 日 平 均 患 者 数 | |
| 入 院 | 1,788 人 |
| 外 来 | 3,160 |
| 病 院 | 2,924 |
| 診 療 所 | 236 |
| (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 | |
| 中部病院南病棟耐震改修工事 | 205,612 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてため、一般会計から長期借入金2,000,000千円を借り入れる。

| | 収 | 入 |
|-----------------|---|---------------|
| 第1款 病 院 事 業 収 益 | | 59,613,623 千円 |
| 第1項 医 業 収 益 | | 50,752,418 |
| 第2項 医 業 外 収 益 | | 8,730,298 |
| 第3項 特 別 利 益 | | 130,907 |
| | 支 | 出 |
| 第1款 病 院 事 業 費 用 | | 60,815,460 千円 |
| 第1項 医 業 費 用 | | 59,212,534 |

| | |
|-----------|---------|
| 第2項 医業外費用 | 884,972 |
| 第3項 特別損失 | 707,954 |
| 第4項 予備費 | 10,000 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額871,381千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

| 収 入 | | |
|---------------|--|--------------|
| 第1款 資本的収入 | | 7,866,314 千円 |
| 第1項 企業債 | | 6,097,100 |
| 第2項 他会計負担金 | | 1,569,725 |
| 第3項 他会計補助金 | | 34,119 |
| 第4項 国庫補助金 | | 165,369 |
| 第5項 寄附金 | | 1 |
| 支 出 | | |
| 第1款 資本的支出 | | 8,737,695 千円 |
| 第1項 建設改良費 | | 5,640,707 |
| 第2項 企業債償還金 | | 2,896,983 |
| 第3項 他会計借入金償還金 | | 200,003 |
| 第4項 無形固定資産 | | 1 |
| 第5項 国庫補助返還金 | | 1 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--------------------|----------------------|------------|
| 中部病院南病棟耐震改修工事 | 平成32年度 | 308,418 千円 |
| 八重山病院カルテ保管プレハブ整備事業 | 平成32年度から 平成40年度まで | 27,126 千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 起債の目的 県立病院及び附属診療所の施設整備、資産購入
- 限度額 6,097,100千円
- 起債の方法 証書借入又は証券発行
借入時期は、平成31年度中とする。ただし、事業その他の都合により、

起債額の一部又は全部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。

4 利 率 年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

5 償還の方法 据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等等にて償還する。
ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における医業費用、医業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、無形固定資産及び国庫補助返還金相互間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 35,408,468 千円
（他会計からの補助金）

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,908,557千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第11条 たな卸資産の購入限度額は、11,778,120千円と定める。

（重要な資産の取得及び処分）

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

| | 種 類 | 名 称 | 数 量 |
|----------|------|-------------|-----|
| 1 取得する資産 | 器械備品 | 電子カルテシステム | 3 |
| | 器械備品 | 医用画像情報システム | 2 |
| | 器械備品 | 重症系システム | 1 |
| | 器械備品 | 磁気共鳴断層撮影装置 | 1 |
| | 器械備品 | 注射薬自動払出システム | 1 |
| | 器械備品 | 血管撮影装置 | 1 |

器械備品

医事会計システム

1

平成31年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

平成31年度沖縄県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度沖縄県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|-------------------------|-------------------------|
| (1) 給 水 対 象 | 那覇市ほか24市町村及び1企業団 |
| (2) 当 年 度 総 給 水 量 | 152,487 千m ³ |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 417 千m ³ |
| (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 | 10,587,120 千円 |
| イ 導 送 取 水 施 設 整 備 事 業 | 4,644,325 |
| ロ 水 道 広 域 化 施 設 整 備 事 業 | 3,990,349 |
| ハ 北 谷 浄 水 場 施 設 整 備 事 業 | 1,952,446 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | 収 | 入 |
|-----------------|---|---------------|
| 第1款 水 道 事 業 収 益 | | 30,148,096 千円 |
| 第1項 営 業 収 益 | | 17,041,126 |
| 第2項 営 業 外 収 益 | | 12,948,005 |
| 第3項 特 別 利 益 | | 158,965 |
| | 支 | 出 |
| 第1款 水 道 事 業 費 用 | | 30,114,388 千円 |
| 第1項 営 業 費 用 | | 28,497,630 |
| 第2項 営 業 外 費 用 | | 1,518,656 |
| 第3項 特 別 損 失 | | 93,102 |
| 第4項 予 備 費 | | 5,000 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（投資償還金299,376千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額5,104,673千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額301,314千円、過年度分損益勘定留保資金4,129,196千円及び減債積立金674,163千円で補てんするものとする。）。

| 収 入 | |
|---------------------|---------------|
| 第1款 資 本 的 収 入 | 13,183,000 千円 |
| 第1項 企 業 債 | 2,718,700 |
| 第2項 国 庫 補 助 金 | 9,763,254 |
| 第3項 他 会 計 補 助 金 | 391,410 |
| 第4項 投 資 償 還 金 | 299,376 |
| 第5項 固 定 資 産 売 却 代 金 | 8,519 |
| 第6項 そ の 他 資 本 的 収 入 | 1,741 |

| 支 出 | |
|---------------------|---------------|
| 第1款 資 本 的 支 出 | 17,988,297 千円 |
| 第1項 建 設 改 良 費 | 13,891,560 |
| 第2項 企 業 債 償 還 金 | 4,061,832 |
| 第3項 国 庫 補 助 金 返 還 金 | 34,905 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----------------------|----------------------|--------------|
| 海水淡水化施設整備事業 | 平成32年度 | 1,922,915 千円 |
| 導送取水施設整備事業 | 平成32年度から 平成33年度まで | 3,686,976 千円 |
| 北谷浄水場施設整備事業 | 平成32年度から 平成33年度まで | 2,544,990 千円 |
| 名護浄水場施設整備事業 | 平成32年度から 平成33年度まで | 954,832 千円 |
| 水道広域化施設整備事業 | 平成32年度から 平成33年度まで | 7,314,228 千円 |
| 阿嘉水道施設 運転管理業務委託事業 | 平成32年度から 平成34年度まで | 21,175 千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 取水、貯水、導水、浄水、送水施設整備事業
- 2 限 度 額 2,718,700千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
- 4 利 率 年5%以内
- 5 償還の方法 償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、

元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金相互間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 2,328,199 千円 |
| (2) 交際費 | 150 千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 臨時財政特例債の償還に要する経費等に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、516,456千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成31年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

平成31年度沖縄県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度沖縄県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 給 水 対 象 | 106事業所 |
| (2) 当年度総給水量 | 8,034 千m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 22 千m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | 74,074 千円 |
| イ 配水施設整備事業 | 57,771 |
| ロ 導水施設整備事業 | 16,303 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | 収 | 入 |
|---------------|---|------------|
| 第1款 工業用水道事業収益 | | 667,181 千円 |
| 第1項 営 業 収 益 | | 317,870 |
| 第2項 営 業 外 収 益 | | 349,310 |
| 第3項 特 別 利 益 | | 1 |
| | 支 | 出 |
| 第1款 工業用水道事業費用 | | 660,388 千円 |
| 第1項 営 業 費 用 | | 648,138 |
| 第2項 営 業 外 費 用 | | 11,749 |
| 第3項 特 別 損 失 | | 1 |
| 第4項 予 備 費 | | 500 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（投資償還金49,896千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額83,399千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,444千円、減債積立金30,359千円及び建設改良積立金49,596千円で補てんするものとする。）。

| 収 | 入 |
|---------------------|------------|
| 第1款 資 本 的 収 入 | 105,848 千円 |
| 第1項 国 庫 補 助 金 | 43,534 |
| 第2項 他 会 計 補 助 金 | 12,418 |
| 第3項 投 資 償 還 金 | 49,896 |
| 支 | 出 |
| 第1款 資 本 的 支 出 | 139,351 千円 |
| 第1項 建 設 改 良 費 | 96,573 |
| 第2項 企 業 債 償 還 金 | 42,777 |
| 第3項 国 庫 補 助 金 返 還 金 | 1 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----------|--------|-----------|
| 導水施設整備事業 | 平成32年度 | 14,514 千円 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 工業用水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金相互間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 37,820 千円
(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、66,146千円である。

平成31年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

